

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第1号大治町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

議案第1号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

6番後藤田麻美子です。

福祉建設常任委員会は3月16日午前10時より開会をいたしました。

本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定いたしましたので会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第1号大治町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

提案理由として介護保険法の一部改正ということだが、今回新しい基準を定める条例を制定する理由は何かとの問いに対しまして、市町村に事業所があり地域密着的な保険者の機能強化という背景から県よりこの事業が市町村におりてきたとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第2号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第2号持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

住所地特例について、大治町を起点に他の市町村へ行った場合どうなるのかとの問いに対しまして、大治町から転出をし、他市町村の施設に入所しても大治町の国保に加入したまま県内あるいは県外の他市町村に転入することである。そうしなければ施設のあつる市町村の国保に加入することで転入先の国保財政を圧迫してしまう。そのため転入前である大治町の国保がその人の面倒を見ましようということが住所地特例であるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号大治町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第3号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

3番林 健児でございます。

総務教育常任委員会は、3月15日午前10時より開会をいたしました。

本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定いたしましたので会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第3号大治町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

要配慮個人情報とはどのような情報のことなのかとの問いに対しまして、1点は省令で定める心身の機能に障害がある場合、2点は健康診断の結果、3点は心身の状態改善のための診療及び調剤が行われたこと、4点は逮捕、捜索、差し押さえ等刑事事件に関する手続が行われたこと、5点目は少年に関する審判、保護処分等の事件に関する手続

が行われたこととの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第4号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第4号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

教育委員会活動の拡充に伴い報酬改定は理解できるが、他の市町の状況はどうかとの問いに、海部管内では最高4万円、最低2万1000円である。それを参考に本町の報酬を

決めたとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第4号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

交通指導員を臨時雇用職員の扱いとした場合、責任は今までと同じなのか。また仮に事故等が発生した場合はどうなるのかとの問いに対しまして、事故が起きた場合の対応は今までと同様で、臨時雇用職員になったとしても条例の適用があり問題はないとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第4号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第5号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第5号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、賛成4、反対1の賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

国民健康保険税は今後どのように変わっていくのかとの問いに対しまして、将来は県下で統一し、算定方式も所得割、均等割、平等割の3方式を採用するとしており、現状では各市町村で大きなばらつきがあり、今すぐの統一は不可能なため当面市町村ごとの標準保険税率を示すことになっている。大治町においても県より示される標準保険税率に移行するため一般会計からの法定外繰り入れを段階的に廃止し、平成30年度から6年をめどに税率の見直しを図っていくとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

11番浅里周平です。私は大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対する立場で討論を行います。

今回提案されている条例では、約3500万の増税との説明でありました。一方、町は一般会計からの繰り出しを2000万円増額支援を行い激変緩和を講じています。このことを捉えると保険者と被保険者のいわば痛み分けと捉え、本来なら賛成する方向で考えていました。しかしながら、委員長職権で発言を封じられ将来の町の国保の施策に対し危機感を訴えるため、あえて反対の立場を私は選択しました。国保は広域化で平成30年度から県と共同運営になります。これを機に国などの施策に従って資産割の廃止、一般会計からの繰り出しをなくする方向性が示されています。このことに対し町の試算では平成35年度までに1億8664万4408円の増税を予定しております。大変な大增税です。ふえ続ける医療費からするともっと大きな増税となるのではないかと考えます。

私は資産割、一般会計からの繰り出しの廃止分、少なくとも国や県からの負担を増額し、被保険者の負担を緩和すべきだと考えます。国は長年にわたって国保に対する責任を放棄したかのように負担金を大幅に削減してきました。そのため被保険者に負担をし、今でも大変高い国保税となっております。この際、国に対し負担をもとに戻すよう地方六団体が一致団結して強く働きかけることを喚起して私の国保税条例の一部を改正する条例に対する反対討論とします。終わります。

○議長（横井良隆君）

続いて、原案に賛成の方の発言を許します。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番服部勇夫君、どうぞ。

○9番（服部勇夫君）

議案第5号に対し、賛成の立場で討論をしたいと思います。

今回の改正は、30年度からスタートする広域に行われる国保にあわせた条例改正だと考えます。国保の中は医療費支払い部分が多くを占めております。そのための改正であると考えます。国保というものは国民皆保険の中で重要な位置を占めているというふうには私は考えるものであります。健康を維持し医療費負担を軽減する対策は今回の委員会質疑の中でもありましたように、行政の中では壁を越えて、特に福祉行政ばかりでなく教育当局、財政当局と多くの連携を図りがてら医療費支払い負担分を軽減するとの方針をとっている。この点を踏まえて私は賛成をしていきたいと思います。皆様のご賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

○7番（吉原経夫君）

議長、反対討論あります。順番に反対、賛成、反対……

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時18分 休憩

午前10時32分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 9名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号大治町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第6号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第6号大治町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

保険料が月額で5,200円という金額が上がっているが、その積算根拠はどの問いに対しまして、3年間の介護給付見込み額が約50億円。基金の取り崩し額が約7500万円。3年間の65歳以上の保険者数が約2万1200人として試算したところ、年額で6万2400円、月額で5,200円となったとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

本日、町側から大治町老人福祉計画、介護保険事業計画の平成30年度から32年度が示されました。以前、案と示されていた部分と変わっている部分があります。案の80ページでは（2）介護保険料基準額の設定ということで第1号被保険者の保険料を算定しましたとあるだけで詳しい説明が全くありません。それはおかしいと私本会議で質問いたしました但答がなかったのですが、今回85ページで詳しく算定をされております。それに基づいて反対を述べさせていただきます。

平成30年度から32年度の3年間で保険料収納必要額12億8210万2000円です。年間保険料6万2400円に値上げしたとして、それで3年間で2万1182人掛けると13億2175万7000円と若干余裕のある見込みでございます。ただ、ここに仕組みがありまして7番の介護給付費準備基金取崩額が7528万円ですが、実際今年度提案されている補正予算の中で基金は1億9000万ぐらいあります。ですから、そこから引いて1億1500万まだ残ると。ですから、もし4,900円のままですと3660万円ぐらい足りなくなりますのでそれを引いても8000万ぐらい基金が残る。この見込みどおりやっても基金を使えば8000万ぐらい残る。今回⑦番7528万ですから十分やっつけける。3年間上げなくても十分やっつけけるんです。それがきちっと計画で示されています。わかりますか。基金がことしまでの3年間の基金、予想に反してふえましたのでそれをきちっと取り崩せば3年間上げる必要はないんですよ。残していく見込みの7528万円よりも多い8000万円残るんですよ。そんな上げる必要ないのをなぜ上げるんですか。反対せざるを得ません。

また、介護保険料が本当に高いという声を町内の中でたくさん聞いております。どうしても足りないから上げざるを得ないというならまだわかりますが、十分上げなくてもやっつけけるという試算が出ているのになぜ上げるんですか。こんなのに賛成するわけ

にいけません。皆さんの賛同をお願いいたします。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○2番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

2番松本英隆君、どうぞ。

○2番（松本英隆君）

2番松本です。大治町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の改正条例、これまでの介護給付費の実績から今後の人口や介護認定の伸びなどを考慮し、今後3年間の財政の均等を保つために適正にされていると私は考えます。よって、この議案に賛成するものであります。皆さんの賛同をよろしくお願いします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号大治町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第7号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第7号大治町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

主任介護支援専門員という名前が改正条文に載っているが、どのような内容の仕事を

されるのか。また、この専門員になるための要件はどの問いに対しまして、介護支援専門員の役割は、適切な指導、助言、事業所における人材育成及び業務管理などで要件としては介護支援専門員として5年以上の実務経験を満たした人であるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第8号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君、どうぞ。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第8号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号平成29年度大治町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

議案第9号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君、どうぞ。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第9号平成29年度大治町一般会計補正予算（第7号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

公民館エレベーターの改修工事で工期と使用不可期間はとの問いに、工期は5カ月で使用不可期間は2週間との答弁でした。

また、中学校の夜間照明改修工事の予算が上がっているが経緯はとの問いに、29年10月中旬に利用者から夜間照明が使えないと話があり調査を行った結果、地中に埋設して

いる高圧ケーブルの絶縁不良が原因だと確認した。その報告を受け今回改修したいとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第9号平成29年度大治町一般会計補正予算（第7号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

施設型教育・保育給付等委託料がふえた内容と理由はとの問いに対しまして、保育園に対する委託料について、1つ目として保育園の受け入れ児童がゼロ歳から2歳を増大させたこと。2つ目として人事院勧告に基づく保育基本単価の引き上げに伴う増額。3つ目に今年度から新たに始まった処遇改善加算Ⅱということで保育士の経験年数に応じて月額5,000円から4万円を手当として支給するもので、町内4園の保育園等のうち2園について支給するもの。4つ目に処遇改善加算Ⅰの加算率上昇に伴う増加分。5つ目に広域入所で町外の保育所への入所に対し、ゼロ歳から2歳児の児童が増加して入所したことによるものとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第9号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号平成29年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第10号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第10号平成29年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号平成29年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第11号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第11号平成29年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時50分 休憩

午前10時58分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第12、議案第12号平成30年度大治町一般会計予算を議題といたします。

議案第12号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第12号平成30年度大治町一般会計予算につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

役場庁舎耐震点検等業務委託料についての内容はどの問いに、役場は災害対策本部を設置する重要な拠点なので、通常耐震基準値の5割増しでいこうと考えている。1点目は、この強度を持たせる概算費用。2点目は、老朽化に伴う大規模改修の費用。3点目は非常時の電力確保に伴う費用。この3点の調査をしたいとの答弁でした。

また、スポーツセンター改修で約5億円強と数々の公共施設の老朽化に伴う予算が計上されているが、計画とマッチしているのか。または予想に反した修繕が出ているのかとの問いに、個別の施設については経費を出して計画しているが、スポーツセンターや公民館の修繕については法律の改正に伴う部分が多く含まれており、この部分に関してはいたし方がないとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第12号平成30年度大治町一般会計予算につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

保健センター費の報償費について、自殺対策計画策定会議の謝礼とその内容はどの問いに対しまして、策定会議は8回程度計画しており、その助言者として大学教授、各団体の代表者の謝礼を計上しているとの答弁でした。

また、児童福祉費において、子育ての支援拠点を取り上げているが、総括として子育て支援課が行っている事業に関して重複している事業があるのではないかと問いに対しまして、どこの部署でも一緒にやっぺいこうということで縦割り行政ではなく横のつながりをもっと深めてみんなで今取り組んでいる。子育て支援課だけ、保健センターだけ、教育関係課だけではなく、みんなが統合して会議を開催しているとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

国民健康保険特別会計繰出金をふやして国保税を据え置くべきであるという考えで反対をします。もう少し詳しく説明をさせていただきます。来年度、国民健康保険特別会計予算書が出ております。これはやり方として歳出を見込む。その次に歳入を順番に見込みながら最後に保険税で充てるという考え方でつくられております。その保険税の予算額、大ざっぱに6億4000万ぐらいです。保険税を今回上げることによりまして大ざっぱに7億8000万ぐらい、1億4000万ぐらいそごがあります。3億5000万、来年度上げるということで引いても1億円以上余裕があるということでございます。それなのになぜ

上げるのかと。どうしても上げざるを得ないというならば一般会計からの繰り出しをふやせ。ふやして抑えるべきだと。3月19日の読売新聞で国民健康保険の保険料が増減する市区町村の数で増加が502、減少668、変化なし51。減少する方が多いんですね。そういう全国的な中で大治町は国民健康保険税を上げる必要もないのに上げている。でも、どうしても町長が必要だというんだったら一般会計からの繰り出しをふやしなさい。当然、国が補助金を減らしてきた、県がなくしてきた、そういう経緯はありますが、来年度に関してはそれはすぐできないことですから、できるのは一般会計からの繰り出しをふやす。これしかありません。本当に国民健康保険税が高いということで払いきれないという声、どこでも聞いております。ですし、来年度から上げていく。際限ない保険税の上昇の中でせつかく上がってきた納付率も下がっていくだろう。これは目に見えております。国民健康保険税を上げないか、どうしても上げざるを得ないんだったら一般会計からの繰り出しをふやせ。ふやすことによって据え置く。そういう考えで一般会計、来年度予算に反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番服部勇夫君、どうぞ。

○9番（服部勇夫君）

9番服部でございます。議案第12号に対して賛成の立場で討論をしたいと思っております。

今回の一般会計予算90億を超える予算でございますが、収入面においては住民税の増加は見込まれるものの固定資産税やたばこ税の減収、地方財政対策により交付税の減収など厳しい面がありますが、町長初め行政当局の努力で補助金、基金を活用して財源を確保しているのが見られます。また、歳出面においては、子育て支援のところで大治はなつね保育園の開園、子育て世代包括支援センターの設置など環境面を整え、学校教育現場ではスポーツセンターの整備工事を初め教育施設の充実を図っております。また、防災面においては砂子防災公園の取得をするなど安心安全なまちづくりに努力していく姿がうかがわれます。その点において私は賛成をするものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第12号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第13号平成30年度大治町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案第13号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第13号平成30年度大治町国民健康保険特別会計予算につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号平成30年度大治町土地取得特別会計予算を議題といたします。

議案第14号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君、どうぞ。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第14号平成30年度大治町土地取得特別会計予算につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号平成30年度大治町介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案第15号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第15号平成30年度大治町介護保険特別会計予算につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第15号平成30年度大治町介護保険特別会計予算につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

要介護者がふえてくるということで予算も膨れ上がってくる。介護予防事業の展開をどう捉えているのかとの問いに対しまして、本年度の介護予防事業として「はつらつ体操教室」「いきいきサロン」「体操クラブ」をいずれも保健センターが中心となって実施した。

また、高齢者健康生きがいきづくり講座を昨年からは始めている。公民館、スポーツセンター、保健センターでも高齢者の生きがいきづくり、健康づくりでも難しいことをする必要はない。ひきこもりをいかにさせないか、みんなが出てきてもらえるように何かをする。楽しい講座をやって出てきてもらえればいい。これからはずっと続けたいとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

来年度の大治町介護保険特別会計予算でございます。第1号被保険者保険料が4億2198万円となっております。これきょういただいた事業計画の85ページで7,010人を見込んでいるということで7,010で割って1人当たりを出す。3年間で2万1182人ですからそれを掛けると12億7509万円となりまして、この85ページの収納必要額の12億8210万2000円とほぼ近いところにある。つまり、今回の来年度の予算案については介護保険料の値上げを加味した予算案になっております。先ほど介護保険料の議案の中でも反対討論させていただきましたが、基金を取り崩せば上げる必要はない。それを上げることを前提とした来年度予算になっております。これは当然反対せざるを得ないと思います。本当に町民の方、介護保険料が高いという声を聞いております。払えないという声を聞いております。上げる必要のない保険料をなぜ上げるのか。反対せざるを得ません。

ちなみに、先ほどの国民健康保険税に関してはこれは国民健康保険の特別会計、来年度ですが、値上げを加味したものになっておりません。今回の介護保険は値上げを加味したものになっておりますから当然反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○2番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

2番松本英隆君。

○2番（松本英隆君）

2番松本です。議案第15号平成30年度大治町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

介護保険事業の運営に当たり、年々増加する介護サービスに対応するため介護予防もきちんと考慮された予算計上がされています。また、サービス利用に関しましてもデイサービス事業を安定して運営ができるようこれもしっかりと考慮された計上がされています。どちらも適正に予算計上がされていると考えますので賛成する立場でございます。皆様の賛同をよろしく願います。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第15号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第16号平成30年度大治町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

議案第16号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君、どうぞ。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第16号平成30年度大治町公共下水道事業特別会計予算につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第16号平成30年度大治町公共下水道事業特別会計予算につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

現在の下水道工事の進捗状況はどのように把握しているのかとの問いに対して、整備面積については123ヘクタールの事業認可を受けている。また、今年度工事終了時点で94.2ヘクタールが終了し、おおむね80%で平成30年3月1日のデータでは下水道の普及率は約19%となっているとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。  
初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。  
これから議案第16号を採決いたします。  
本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第16号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号平成30年度大治町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

議案第17号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第17号平成30年度大治町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、請願第3号国民健康保険税の引き上げをやめ、町民負担軽減を求める請願書についてを議題といたします。

この請願については、さきにお手元に配付した請願文書表のとおりでございます。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

請願第3号は、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、請願第3号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、この請願に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決いたします。

請願第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 2名]

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、請願第3号は不採択とすることに決定をいたしました。

日程第19、発議第1号国に対して少人数学級の推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

発議第1号国に対して少人数学級の推進を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成30年3月7日提出、提出者大治町議会議員吉原経夫。

現在、35人以下学級が国の負担で小学校1年生で、また愛知県の負担で小学校2年生と中学校1年生で実施されております。ですが、大治町の小中学校の現状を見ますとクラス数も多い。そういう中でやはりクラスの定員を減らしていかないとこれからの大治町を背負っていく子供たち、大変であると思っております。ですから、本来国がもっとお金を出してやるべきで少人数学級の推進をすべきであるという考えでございます。その考えで意見書を提出いたします。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員

会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。ただいま議題となっております発議第1号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

最初に、発議第1号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 1名〕

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、発議第1号は否決されました。

日程第20、発議第2号愛知県に対して少人数学級の推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

発議第2号愛知県に対して少人数学級の推進を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成30年3月7日提出、提出者大治町議会議員吉原経夫。

先ほどの意見書案と内容的には似通っておりますが、本来国が少人数学級を推進すべきであると考えておりますが、国がやらないならやはり愛知県の負担でやるべきである。また、愛知県の中でも大治町は余分にはやっておりますが、他の市町村では市町村負担でやっているところもあります。それならば愛知県の負担で全县統一的な制度としてやるべきである。そう強く要望いたします。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。ただいま議題となっています発議第2号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

最初に、発議第2号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決いたします。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 1名〕

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、発議第2号は否決されました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

これで平成30年3月大治町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時26分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 横 井 良 隆

署名議員 林 哲 秀

署名議員 折 橋 盛 男